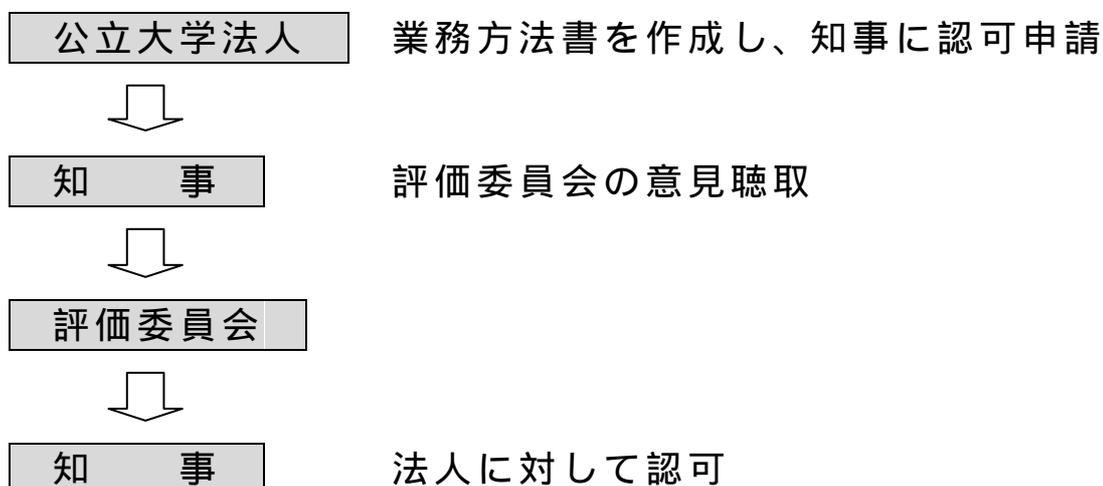


公立大学法人熊本県立大学の業務方法書について



地方独立行政法人法

第 2 2 条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

第 2 条 法第 2 2 条第 2 項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項